

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

まず初めに、この度、2月1日付で委員に就任されました浅井委員、梶田委員、高村委員から、御挨拶を頂きたいと思います。

浅井委員、梶田委員、高村委員の順に、それぞれ御挨拶をお願いいたします。

浅井委員、お願いします。

○浅井委員 皆様、浅井でございます。よろしくお願いいたします。

私は複数の民間企業で職務を経験してまいりました。

前職では、お客様との関係及びお客様の情報が業務推進の大きな資産でございました。昨今、それをデジタルで管理し共有していくという、非常にテクニカルな、革命と言っていいぐらいの変化が起きました。その中で、私の責務はお客様との信頼関係を築くことであり、そのサポートとしてお客様の情報をいかに保証的に管理していくかということを経験してまいりました。

この度、個人情報保護委員会の委員を拝命しまして、これまでの経験が、今後少しでも皆様のお役に立てば良いと思っております。一日も早く御貢献できるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○梶田委員 梶田と申します。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

新卒で今の会社に入社しておりまして、ずっと今の会社に勤めております。ただ、都合9年間、グループ会社に出向しておりまして、そのうち6年間は社長業をしていました。この任務をお引き受けしまして、非常に重責であります、大変光栄に思っております。

デジタル社会の急速な進展に伴って様々な情報の利活用が進む一方で、個人の権利利益を保護する個人情報の取扱いも新たな時代に適合したものにする必要があると思っております。個人、企業、団体などが個人情報のルールを正確に理解し行動していくとともに、委員会が法にのっとり適切に執行していくことで、社会全体でデジタル化のメリットを最大限享受できると考えております。

これまで培った経験と知識をいかしまして、生活者として企業人としてバランス感覚と倫理観を持って、個人情報の有用性と利益の保護の両立が実現できるよう努力してまいります。

皆様、御指導、御鞭撻どうぞよろしくお願いいたします。

○高村委員 高村です。よろしくお願いいたします。

私は東京で30年ほど弁護士をしています。30年ほど前から高齢者の問題が社会問題として大きくなってきたこととの関係だと思えますけれども、この30年間、主に高齢者、特に高齢者介護に関わる仕事をしてきました。

その中で、事業者から、個人情報の取扱いについての苦情への対応の相談や、個人情報の取扱いについて質問を受けてきました。そういった経験をいかして委員としての務めを果たしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○岡企画官 ありがとうございます。

それでは、以後の委員会会議進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 今、御挨拶がありましたように、3名の新たな委員をお迎えいたしました。ただいま御挨拶を伺いまして、非常に前向きな御発言を頂きましたので、身の引き締まるような気がいたします。我々一同、新たな気持ちで、国民の皆様の期待に誠実に応えていかなければいけないと思っております。また委員会としての役割をきちんと果たして参りたいと思います。

どうもありがとうございます。

それでは、ただいまから、第165回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つございます。

議題1「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（個人情報の保護に関する法律の一部改正）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題1「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（個人情報の保護に関する法律の一部改正）について」につきまして、御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案につきましては、本年1月18日に開催された第163回委員会において、個人情報保護法の一部改正に関して御説明申し上げ、今国会に当該法律案を提出するための手続を進めることについて御了承いただきました。

その後、内閣法制局での審査等を経て、本日お示しする法律案となっております。

本日お示しする法律案については、第163回委員会において御了承いただきました内容から、規定ぶり等での技術的修正が加わっておりますが、委員会において事務局から御説明申し上げた内容に沿ったものとなっております。内容面での大きな変更はございません。

本日、本法律案について御了承いただきましたら、閣議請議に必要な手続を行ってまいりたいと考えております。

また、本日の資料につきましては非公表とした上で、本法律案が国会に提出された後に、最終の法律案等を当委員会のホームページに掲載したいと考えております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に御意見等がないようですので、本議案につきまして、閣議請議に必要な手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議もないことから、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題についての資料については、閣議決定前の段階のものであることから、公表しないこととし、閣議決定後に、別途法案関係資料を公表することといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「東京都医業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 番号法により行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするとき、重要な変更を加えようとするときには、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

今般、議題2については、東京都医業健康保険組合から「令和3年1月28日付3東医健発第56号」にて、議題3については、関東ITソフトウェア健康保険組合から「令和3年1月22日付3関ソフト健発第410号」にて、当委員会に対し全項目評価書が提出されましたので、評価書の内容について事務局より概要を説明いたします。いずれも再実施に当たります。

2組合がそれぞれ実施する「適用、給付及び徴収関係事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から審査結果を説明させていただき、承認するかどうかをお伺いいたします。

では、まず、資料2-1に基づいて、東京都医業健康保険組合の全項目評価書の概要を説明します。

東京都医業健康保険組合は、病院、診療所、病院、診療所に関係のある研究施設及び団体、医師会、介護保険施設等の事業所が加入しており、今回、しきい値判断の見直しにより、重点項目評価ではなく、全項目評価が義務付けられました。

まず、評価対象の事務については、5ページの別添1を御覧ください。

評価対象の事務は、加入者への保険給付や保険料徴収を行うために資格関係情報を取り扱う適用事務、加入者への給付決定を行う給付事務、保険料等の徴収に関わる徴収事務の3種類です。

一般被保険者又は任意継続被保険者から、紙、電子記録媒体又は電子申請により、直接又は事業主を通して各種届出書が提出されます。

電子申請された届出書については、マイナポータルを介してレセオン端末を用いて入手し、入手した届出書はフラッシュメモリを用いてレセオン端末から基幹システムに登録します。

紙及び電子記録媒体の届出書は、個人番号を含む届出内容を確認して基幹システムに登録します。

基幹システムへの登録後は、情報連携の準備のために、基幹システム専用端末からフラッシュメモリを用いて統合専用端末にデータを登録し、統合専用端末から副本登録等を行います。

続きまして、リスク対策について、特定個人情報の入手に関するリスク対策の例として、

19ページの「リスク4：入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク」を御覧ください。

郵送の際は書留等を用いること、事業所から入手した電子記録媒体は媒体管理簿に記載して、速やかに保管庫に施錠保管すること、電子申請による入手の際の健康保険組合とマイナポータル間の通信は、IP-VANによる閉鎖された通信回線を使用することで、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていること等が記載されています。

続きまして、端末間の情報授受で使用するフラッシュメモリにおけるリスク対策について、22ページの「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」を御覧ください。

パスワード設定されたフラッシュメモリを管理者の承認を得て使用し、使用の都度、管理簿に記載すること、データの授受が完了した後、速やかにフラッシュメモリからデータを消去して返却し、管理者はそれを確認すること、フラッシュメモリを廃棄する際は、工具又はメディアシュレッダーで物理的に破壊し、廃棄記録を管理簿に記載すること等が記載されております。

次に、情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスク対策について、28ページ上段の「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」を御覧ください。

医療保険者等向け中間サーバー等の通信は、IP-VANによる閉鎖された通信回線を使用することで、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていること、システム管理責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、統合専用端末等の操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検すること等が記載されています。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料2-2に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき、承認するかどうかをお伺いいたします。

まず、表紙の次が目次でございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報保護ファイル（健康保険基幹情報ファイル）」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているか、といった観点から審査しています。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、「フラッシュメモリを用いた端末間の特定個人

情報の授受等」に係るリスク対策を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の【総評】を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。

審査記載事項の案として4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、東京都医業健康保険組合に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

御説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「東京都医業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務） 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえて、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「関東ITソフトウェア健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3-1に基づいて、関東ITソフトウェア健康保険組合の全項目評価書の概要を説明します。

特定個人情報ファイルを取扱う事務については、6ページから8ページの（別添1）の事務の内容に記載されておりまして、適用事務、徴収事務、給付事務の3つが評価対象の事務になります。

関東ITソフトウェア健康保険組合では、情報連携のために、従来、基幹システム専用端末からフラッシュメモリを用いて統合専用端末にデータを登録し、統合専用端末から副本登録等を行っておりました。

今般、基幹システム専用端末から情報連携サーバーを介して副本登録等を行うことになったため、その内容が追加されております。

事務の変更に伴い、新たに追加したリスク対策の主な内容としては、32ページの「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」に、情報連携サーバーの委託事業者は、個人番号を内容に含む電子申請データを取り扱わない契約とし、情報連携サーバーの委託事業者が個人番号等にアクセスできないようにアクセス制御を行うこと、健康保険組合と情報連携サーバー間及び情報連携サーバーと中間サーバー間の通信はIP-VANによる閉鎖された通信回線を使用することで、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていくこと等が記載されております。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料3-2に基づき、事務局による精査結果を説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき承認するかどうかをお伺いいたします。

まず、表紙の次が目次でございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しております。

次に、「特定個人情報ファイル（健康保険基幹情報ファイル）」では、入手・使用、保管・消去等の特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しています。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、「中間サーバー等へ資格関係情報等の登録に当たり、基幹システムから情報連携サーバーを介して中間サーバー等へ通信されること等」に係るリスク対策を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の【総評】を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題が認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。審査記載事項の案として4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、関東ITソフトウェア健康保険組合に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

御説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「関東ITソフトウェア健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）全項目評価書」を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえて、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題4、「委員長代理の決定について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料につきましては、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、順次、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。